

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 5月 7日

契約担当官

北海道開発局網走開発建設部長 佐々木 悟

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 木材（広葉樹外）チップ原材料売払（北見道路事務所）
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 売 払 物 件 広葉樹及び針葉樹（エゾマツ、トドマツ、カラマツ、トウヒなど）
詳細は入札説明書等による。
- (3) 代金納付期限 納入告知書により指定する日まで
- (4) 引 渡 場 所 指定箇所
- (5) 引 渡 期 限 代金完納後 3日以内
- (6) 搬 出 期 限 引渡後 30日以内
（特殊車両を使用するときは、許可後 日以内）

(7) 入 札 方 法

ア 本件は競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難しい場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。

電子調達システムで利用できるＩＣカードは、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約締結権限について電子調達システムにより委任状の承認を受けた者のＩＣカードのみである。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和０７・０８・０９年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の買受け」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の書類を提出している者を除く。）でないこと。

(4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成１３年１２月１８日付け北開局会第６１１号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和６０年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 電子調達システムによる場合は、ＩＣカードを取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (8) 本入札に参加を希望する者は、事前に担当者と下見日時を協議の上、必ず下見において現物確認をし、売払対象物件の数量、品質規格及び積込運搬等について確認をしなければならない。ただし、都合により下見を行えない場合でも、入札に参加はできるが、その場合は入札の対象となる物件に関するすべての事項を了承したものと見なす。

なお、仕様書等で示す売払対象物件の数量は、カタログ等の単位重量及び計算により算出した数値を含んでいること、乾燥等により減量となっている可能性があること並びに土砂等の付着物込みの数量となっている可能性があること等から、当該数量の受渡しを保証するものではない。

また、現物確認の際は当部の職員が同行するので、必ず事前に連絡すること。

ア 下見期間及び問い合わせ期間（土日祝祭日を除く）

令和 7 年 5 月 7 日（月）から令和 7 年 5 月 19 日（火）までの

各日 9 時 00 分から 16 時 00 分まで（19 日は 12 時まで）

イ 下見に関する連絡先

・旧端野小学校跡仮置場、津別町本岐旧道置場、一般国道 333 号 Kp66.75 付近仮置場
網走開発建設部 北見道路事務所 総務課 専門官（総務） Tel. 0157-36-2281

ウ 売払物件に関する問い合わせ先 3（1）に同じ

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先

〒093-8544 北海道網走市新町 2 丁目 6 番 1 号

北海道開発局 網走開発建設部 契約課 調達スタッフ Tel. 0152-44-6158

- (2) 電子調達システムの URL 及び問合せ先

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

上記 3（1）の問合せ先に同じ。

- (3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 19 日（月）12 時 00 分まで

イ 場所及び方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、別紙を参照すること。

（入札説明書に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、紙入札を希望する者であっても電子調達システムにより交付を受けることが可能である。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記 3（1）に問い合わせること。

- (4) 申請書等の提出方法

申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（契約担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等によることができる（電子メールによる提出は認めない）。

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 19 日（月）12 時 00 分まで-----

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 持参又は郵送等の場合の送付先 上記 3（1）の問合せ先に同じ。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる（電子メールによる提出は認めない）。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあっては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。

ア 電子調達システム又は紙入札（持参又は郵送等）による入札書の受領期限

令和 7 年 6 月 3 日（火） 16 時 00 分

イ 開札の日時

令和 7 年 6 月 5 日（木） 10 時 40 分

ウ 開札の場所

〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号

北海道開発局 網走開発建設部 2階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の交付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために交付を受けた者がいる場合は、「北海道開発局競争契約入札心得」（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(4)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 入札説明書等、「北海道開発局競争契約入札心得」及び「電子調達システム運用基準」を熟読すること。